

農地制度のあり方について（案）〔ポイント〕

〔基本的認識と改革の方向性〕

- 真に守るべき農地を確保する必要性は国・地方共通の認識 ○地方が主体となり、農地を確保しつつ、都市・農村を通じた総合的なまちづくりを推進
- 国と地方（都道府県・市町村）が責任を共有し、実効性ある農地の総量確保の仕組みを構築（マクロ管理の充実）するとともに、個別の農地転用許可等（ミクロ管理）については、市町村が担うべき

〔事務・権限の移譲等に関する見直し方針（平成25年12月20日閣議決定）〕※関係部分

- 地方の意見も踏まえつつ、平成21年の改正農地法附則に基づき、同法施行後5年（平成26年）を目途として、地方分権の観点及び農地確保の観点から、農地確保の施策の在り方等とともに、農地転用事務の実施主体や国の関与等の在り方について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- 国と地方が、事務が迅速かつ円滑に執行されるよう、農地転用制度等に係る課題について、各地方で定期的に協議する場を設置。

現行制度の課題

○農地の総量確保目標と現実の乖離

- ・農振編入・除外等は概ね見込み通り
- 一方で、耕作放棄地の発生は見込みを上回る状況

○目標設定プロセスの課題

- ・総量確保の目標の設定にあたり、国・地方で十分な議論が尽くされなかった

○総合的な土地利用行政の観点からの課題

- ・大臣許可・協議に係る農地転用に多大な時間・手間を要し、迅速性に欠けるとともに、総合的なまちづくりに支障

- ※ 2ha以下…知事許可
- 2ha超4ha以下…知事許可（要大臣協議）
- 4ha超…大臣許可

○農地確保に資する施策の必要性等

- ・目標の達成に向け、農地の集積・集約化、耕作放棄地対策に取り組む必要
- ・条件不利農地等、地域によって農地は多様

見直しの方向性

農地の総量確保（マクロ管理）の仕組みを充実〔国・地方協力による実効性確保〕

- ・市町村が主体的に設定した目標の積上げを基本とし、国、都道府県、市町村が議論を尽くした上で国の総量確保目標を設定（国と地方の議論が実質的に機能する枠組みを設置）（地域の実情により、必要に応じて、都道府県は広域的な調整を実施）
- ・地方においては、
 - 新たに市町村計画において確保すべき農用地等の面積目標を明記（※現行は、面積目標の設定は国・都道府県のみ）
 - 耕作放棄地の発生抑制・再生など施策効果ごとに目標設定
 - 目標管理に係る実行計画の実施状況等について、第三者機関が事後評価

農地転用許可制度等（ミクロ管理）の見直し〔市町村主体〕

- ・個々の農地転用許可等については、大臣許可・協議を廃止し、土地利用行政を総合的に担っていく観点から市町村に移譲
- ・その際、必要に応じて転用基準の更なる明確化等
- ・市町村農業委員会選任委員に学識経験者の比率を高めることを可能とする
- ・都道府県農業会議への意見聴取は、一律の義務付けを廃止（地域の実情を踏まえ、必要に応じて、市町村は意見を聴取する）

農地において農業が力強く営まれるための取組を充実

- ・国は、農地の確保に資する制度の枠組みづくりを行い、地方は、農地中間管理機構の活用をはじめ、担い手への農地の集積・集約化や耕作放棄地対策などの具体の施策を推進

農地制度のあり方について（概要）

（平成26年7月1日 地方六団体・農地PT）

- 農地は食料の安定供給等に不可欠な資源。真に守るべき農地を確保する必要性は、国・地方共通の認識
 - 人口減少社会を迎え、都市機能の集約化（コンパクトシティ化）等が進むことが見込まれることから、地方が主体となって、農地を確保しつつ、都市・農村を通じた総合的なまちづくりを推進する必要
- ⇒今こそ、地域の实情に応じて土地利用を実現する観点から、農地制度のあり方を見直すべき

現行制度の課題

○農地の総量確保の目標と現実の乖離

- ・国の基本指針（H22.6）で「確保すべき農用地等の目標面積」が設定されたが、目標（H32）と現実には既に乖離
〔農振編入・除外は概ね見込み通りである一方、耕作放棄地の発生は想定以上〕
※ 国の基本指針における目標：407万ha（H21）→ 415万ha（H32） / 現状：406万ha（H24）

○農地の総量確保の目標設定プロセスの課題

- ・都道府県の目標面積は、設定過程での国と地方の議論が不十分
〔地方や現場において、達成すべき目標と十分意識されず、総量確保の目標は形式化〕
※ 国指針の目標に準じた増加率とすること等、目標の上積み要請がなされた例あり

○総合的な土地利用行政の観点からの課題

- ・分権改革を通し、都市計画決定権限の多くは市町村へ移譲された一方、農地転用許可については大臣許可・協議が残存
→地方が地域の实情を把握し、自ら適切な判断ができるにもかかわらず、迅速性に欠け、総合的なまちづくりに支障

○農地確保に資する施策の必要性等

- ・目標の達成に向けて、担い手への農地の集積・集約化、耕作放棄地対策の充実等に取り組む必要
（※ 耕作放棄地面積 40万ha（H22） ⇔ 農地転用面積 1万ha（H23））
- ・条件不利農地など、地域によって農地は多様であることへの配慮が必要

見直しの方向性

農地の総量確保
（マクロ管理）

地方も主体的に目標管理

農地転用許可
農振編入・除外
（ミクロ管理）

市町村主体

具体的な提案の概要

農地の総量確保(マクロ管理)～国・地方の協力による実効性のある目標管理

国と地方が責任を分かち合いつつ、相互に協力して実効性のある農地の総量確保の目標管理の仕組みを構築

○急激な人口減少等社会情勢の変化を考慮し、現実を見据えた合理的な目標設定～現実を見据えた目標管理

○耕作放棄地の発生抑制、再生などの農地確保の施策効果ごとの目標設定～根拠のある目標管理

○国と地方の十分な議論のための枠組み～納得感のある目標管理

・市町村が主体的に設定した目標を積み上げ、国と地方が十分議論を尽くした上で設定(国と地方の議論が実質的に機能する枠組みを設置)

➢ 国：食料安定供給や国土保全等の多面的機能保持の観点から目標設定

➢ 地方：地方の個々の農地や農村の実態を踏まえた目標設定

} 十分な議論を行うこと等により調整

・国・都道府県のほか、市町村の農振整備計画にも確保すべき農用地区域内農地の目標面積を明記

○国・都道府県・市町村における「実行計画」の策定と第三者機関による事後評価～実行力のある目標管理

○条件不利農地については、地域の実情を十分勘案

農地転用許可制度、農振編入・除外(ミクロ管理)の見直し～市町村主体

・農地の総量確保(マクロ管理)の仕組みを充実しつつ、個々の農地転用許可等(ミクロ管理)は市町村が担う

・地方が、農地を含めた土地利用について権限と責任を担うことにより、真に守るべき農地を確保しつつ、地域の実情に応じたまちづくりを行うことが可能。事務手続きの迅速化が図られ、より機動的な対応が可能

○4ha超の大臣許可、2ha超4ha以下に係る大臣協議は廃止し、農地転用許可の権限については市町村に移譲

○移譲にあたっては、国と地方の意見交換を踏まえ、転用基準の更なる明確化等

○農業委員会の見直しを進める一方、都道府県農業会議への意見聴取については、一律の義務付けを廃止

○市町村の農用地区域の設定・変更に係る知事の同意を不要とする。一方、「確保すべき農用地等の面積の目標」については、市町村と都道府県、都道府県と国が十分に議論

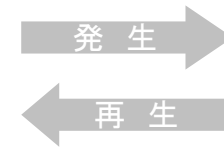
農地確保に資する国・地方の施策の充実

・農地において農業が力強く営まれるために、国は、農地の確保に資する制度の枠組みづくりを行い、地方は、農地中間管理機構の活用をはじめ、担い手への農地の集積・集約化、耕作放棄地対策などの具体の施策を推進

農地面積 456.1万ha (平成23年)

農用区域内農地面積
〔いわゆる優良農地〕

405.6万ha (平成24年)



耕作放棄地面積

39.6万ha

(耕作放棄地面積は平成22年
農林水産省「農林業センサス」より)

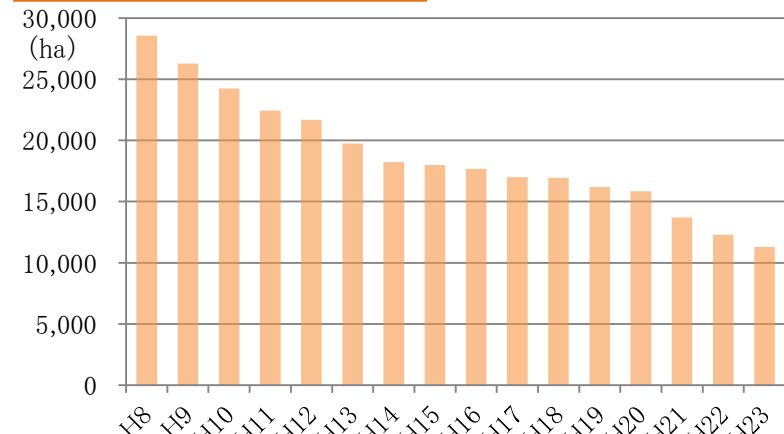


農地転用面積

1.1万ha/年 (平成23年)

許可	4ha超 (大臣許可)	2~4ha (大臣協議)	2ha以下 (知事許可)	届出 (市街化区 域内農地)	その他 (非農地化、 公共転用等)	計
5,284ha	188ha	139ha	4,957ha	3,247ha	2,750ha	11,281ha

農地転用面積の推移



※農林水産省「農地の移動と転用」等より

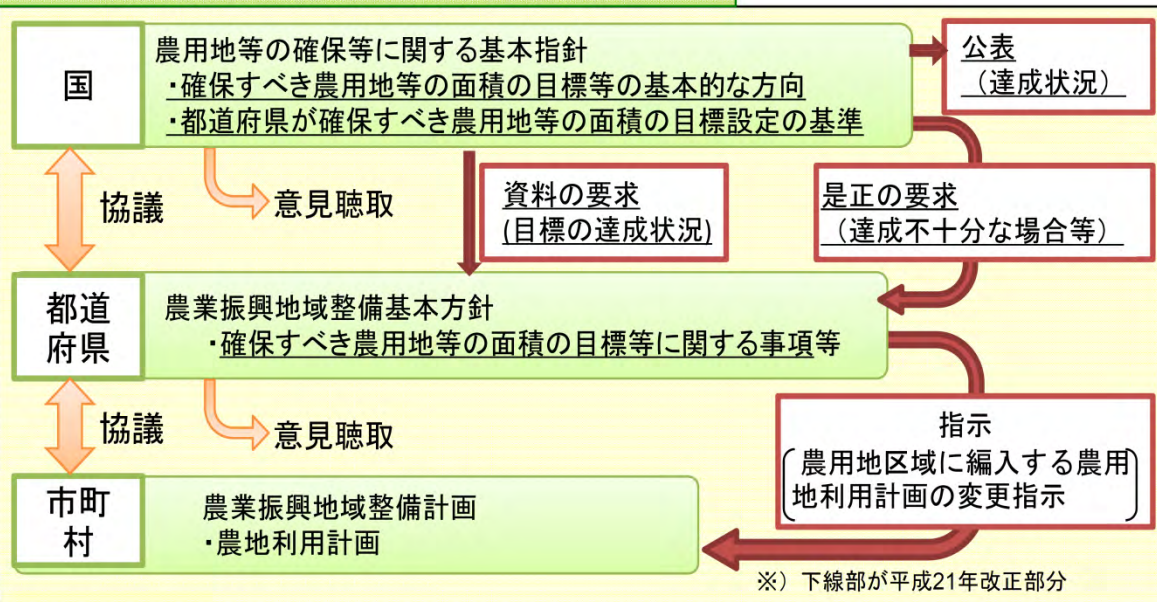
農用地区域内農地の総量確保の仕組み

- 農林水産大臣は、農用地等の確保について国の基本的な考え方が都道府県の定める農業振興地域整備基本方針、市町村が定める農業振興地域整備計画に反映されるよう「農用地等の確保等に関する基本指針」を策定。
- 平成22年3月に閣議決定された食料・農業・農村基本計画を踏まえ、同年6月に公表した基本指針においては、平成32年の農用地区域内の農地（耕地）面積の目標を415万haと設定。

農用地等の確保等に関する基本指針の概要

- 農用地区域内の農地の確保に関する基本的な方向
 - ・平成32年の確保すべき農用地等（農用地区域内農地）の面積については、現状（平成21年407万ha）よりも8万ha増の415万haを目標として設定
 - ・農用地への積極的な農地の編入や除外の抑制等の取組
 - ・耕作放棄地の発生抑制・再生に努め、農地の保全・有効利用を促進
- 都道府県において確保すべき農用地等の面積の目標の設定の基準
- 農業振興地域の指定基準 等

優良農地の確保に向けた仕組み



農用地区域内農地面積の目標について

- これまでのすう勢を踏まえ、農用地区域への編入促進や除外の抑制等の効果及び戸別所得補償制度の導入を始めとする各種施策による耕作放棄地の発生抑制・再生の効果織り込んで、農用地区域内の農地面積の目標を設定

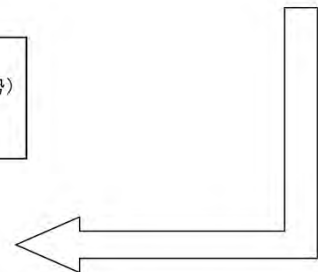
平成21年現在の農用地区域内の農地面積 407万ha



すう勢	平成32年までの農地の増減	施策効果	平成32年までの農地の増減
農用地区域からの農地の除外	△12万ha	農用地区域への編入・除外抑制等	+11万ha
耕作放棄地の発生	△16万ha	耕作放棄地の発生抑制	+15万ha
		荒廃した耕作放棄地の再生	+10万ha



これまでのすう勢が今後も継続した場合の平成32年時点の農用地区域内の農地面積 379万ha (すう勢)



平成32年時点で確保される農用地区域内の農地面積の目標 415万ha

○「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)(抄)

2 国から地方公共団体への事務・権限の移譲等に関する見直し

(3)農地法(昭27法229)及び農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58)

(i)農地転用に係る事務・権限等については、以下の方向で検討等を行う。

- ・ 農地転用に係る事務・権限については、地方の意見も踏まえつつ、農地法等の一部を改正する法律(平21法57)附則第19条第4項に基づき、同法施行後5年(平成26年)を目途として、地方分権の観点及び農地の確保の観点から、農地の確保のための施策の在り方等とともに、農地転用事務の実施主体や国の関与等の在り方について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(参考) 農地法(昭27法229)

附則(平成21年6月24日法律第57号)(抄)

(検討)

第19条

4 政府は、この法律の施行後5年を目途として、新農地法及び新農振法の施行の状況等を勘案し、国と地方公共団体との適切な役割分担の下に農地の確保を図る観点から、新農地法第4条第1項及び第5条第1項の許可に関する事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。